住所　兵庫県尼崎市菜切山町６番地２
　臧春傑　昭和57年３月８日生
住所　兵庫県豊岡市庄境131番地２
　ラファエラ・メンドサ・ヤマダ　昭和61年９月23日生
住所　東京都台東区千束３丁目26番16―704号
　白畠　昭和57年９月９日生
住所　東京都新宿区余丁町３番７―302号
　ミャット・ミンズ・ウィン　昭和57年３月28日生

○法務省告示第二百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表東テク株式会社の項中「東京都中央区日本橋本町三丁目十一番十一号」に、有限会社外﨑鉄筋工業所の項中「宮城県黒川郡富谷町明石字上桜木六十四番地」を「宮城県富谷市明石上桜木六十四番地」に、コージュライン株式会社の項中「東京都渋谷区西原三丁目七番五号ミタニビル三Ａ」を「東京都渋谷区道玄坂一丁目十六番六号」に改める。

○法務省告示第二百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表株式会社千野製作所の項中「溶接」の下に「、鉄工」を加え、同表に次のように加える。

株式会社大河原工業	愛知県豊田市四ツ松町神造五十九番地	機械加工
株式会社アクトメタル	愛知県豊田市駒新町金山六十一番地	めっき
関西スチールテクノ株式会社	大阪府大阪市港区石田三丁目二番四号	鉄工
日軽形材株式会社	岡山県高梁市落合町阿部二千百番地	アルミニウム陽極酸化処理

○法務省告示第二百三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十九年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

宗谷南農業協同組合	北海道枝幸郡枝幸町幸町八千百二十一番地三	畜産農業
美幌町農業協同組合	北海道網走郡美幌町字青山南三十番地一	耕種農業

住所　千葉市花見川区こてはし台３丁目17番19号
　呉英淑　昭和30年２月20日生
住所　千葉市中央区大森町373番地１
　金麻衣　平成４年３月28日生
住所　千葉市中央区今井１丁目５番２号
　金敬一　平成６年４月29日生
住所　千葉市中央区今井１丁目５番２号
　金麻由　平成７年９月２日生
住所　愛媛県今治市本町１丁目２番地11
　陳文傑　昭和32年５月25日生

○財務省告示第百三十六号

国債の発行等に関する省令第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準を定める件（平成十六年七月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国債の発行等に関する省令（以下「発行省令」という。）第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準は、入札参加者が次のいずれにも該当することとする。 一　前々四半期の初日以降に入札の方法並びに発行省令第四条に規定する国債募集引受団との間に国債の募集及び引受けに関する契約を締結する方法（次号において「シ団引受」という。）により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、財務大臣が別に定めるところにより、それぞれの入札（発行省令第五条第八項第五号及び第六号に規定する入札を除く。）において、発行予定額の五パーセント以上に相当する額の応募を行っていること。	国債の発行等に関する省令（以下「発行省令」という。）第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準は、入札参加者が次のいずれにも該当することとする。 一　前々四半期の初日以降に入札の方法並びに発行省令第四条に規定する国債募集引受団との間に国債の募集及び引受けに関する契約を締結する方法（次号において「シ団引受」という。）により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、財務大臣が別に定めるところにより、それぞれの入札（発行省令第五条第八項第五号及び第六号に規定する入札を除く。）において、発行予定額の四パーセント以上に相当する額の応募を行っていること。

附　則

1　この告示は、平成二十九年六月二十七日から施行する。

2　この告示の施行の日の前日までに発行された国債についてのこの告示による改正後の国債の発行等に関する省令第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百五十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十九年三月二十七日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月十日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第103368号	化成肥料	有機入り高度化成肥料Ｍ１号	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第103370号	化成肥料	有機入り粒状複合レオボンＳ786号TH	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町７番16号